

2022文議第209号  
令和4年6月1日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
田中 としかね

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (5件)	第1号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第2号	消費税率5%への引き下げとインボイス制度中止を求める請願
	第3号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
	第4号	唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を批准することを求める請願
	第5号	日米地位協定の改定を求める請願
建設 (6件)	第6号	文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を定めた「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
	第7号	「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえて策定するよう求める請願
	第8号	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことを求める請願
	第9号	「中高層条例」等において「説明会」に関する規定を事業者に分かりやすく、区民に理解しやすく、区に指導しやすく改めるよう求める請願
	第10号	開発事業者が工事車両の「通行認定」逃れをしないよう、申請対象から一部区間を外す場合でもその理由と根拠を確認するよう求める請願
	第11号	2030年CO <sub>2</sub> 排出量削減目標を60%以上とすることを求める請願
文教 (3件)	第12号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第13号	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第14号	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、食べさせないことを求める請願

# 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第1号
件 名	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍に及んでいるといえます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

コロナ禍のもと、営業を続けられるか、廃業かと日々悩み苦しんでいる区民に寄り添い、ギャンブル施設からの収益ではない多種取組により、それぞれの生業が持続可能となり、納税も出来るように、区も力を尽くしてください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第2号
件 名	消費税率5%への引き下げとインボイス制度中止を 求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

## 請願理由

コロナによる景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところにロシアのウクライナ侵略、日銀の「異次元の金融緩和」による異常円安などが複雑に絡み、ガソリン、食料品、電気料金をはじめ物価の高騰がおそいかり家計は悲鳴を上げています。報道では年末までの値上げ予定は8,300品目にもものぼるとされ、暮らしと営業への打撃は深刻です。

一方で、賃金は上がり、年金はこの6月から引き下げられ、さらには今年10月から75歳以上の方々の医療費窓口負担が2倍にされようとしています。また、ロシアのウクライナ侵略に乗じて憲法9条を変えて戦争する国にするために、軍事費をGDPの2%へ倍加する議論も出てきました。私たち消費税をなくす文京の会は、「消費税、憲法変えれば戦争税」とならないよう、全国で「消費税なくせ！5%に減税を」「9条改憲は許さない」の声を上げ続けています。

景気回復のためには、消費税の5%への緊急減税が最も効果的です。世界では80か国以上が消費税や付加価値税の減税を実施しています。10%増税と同時に強行されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、これまでの免税業者が納税業者に、また取り引き中止に追い込まれることになりかねません。インボイス制度で、シルバー人材センターの新たな消費税負担が全国で年間約200億円、1センター当たり約1,500万円にもものぼることが明らかになり、事業運営が困難になるとの切実な声が広がっています。

インボイス制度の中止はもちろん、コロナ禍で納税困難な業者には消費税を減免することこそ必要です。

以上の趣旨により、国に対し、次のことを求めるよう請願します。

## 請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度は中止すること。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第3号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
請 願 者	文京区小石川二丁目21番8号 文京春闘共闘会議 議長 大 谷 昇
紹 介 議 員	品 田 ひでこ 板 倉 美千代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

日本の最低賃金は、地域別最低賃金と特定最低賃金となっています。多くの労働者に影響するのは、都道府県ごとに4つのランクに分けられた地域別最低賃金ですが、2021年（令和3年）の改定では、最高額は東京都の1041円、最低額の820円は2県、821円に8県、822円に4県と14県が並んでいます。これらの時給では毎日フルタイムで働いても月11万円～15万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

非正規労働者の増加が続き、大企業で働く非正規労働者も含めて最低賃金やその周辺の低賃金で働いています。日本の労働者の実質賃金は30年も上がっておらず、最近の公共料金、生活物資の値上がりで多くの労働者の生活が苦しくなっています。

しかも、地域間格差が最大で221円と大きく、地方から都市部へ労働力流出の原因となり、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。昨今地方の公共交通機関、特に鉄道の廃線がニュースで取り上げられています。高校生の通学にも差しさわりが出る実情です。これらのインフラはいったん廃止すれば復活は難しくなるそうです。

中小の都市部、農村部の生活基盤が徹底的にダメージを受ける前に、そこで働き生活できる賃金を確保することで人口の流出を止め、本当の「地方創生」を急がなくてはなりません。そのためには、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。

全労連と労働総研が行った最低生計費調査によれば、健康で文化的な生活をするうえで必要な生計費に、地域による大きな格差は認められませんでした。これは、都市部の物価高、特に家賃と、地方で必須となる自家用車の維持費がほぼ同額となっている事によります。また若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万円～24万円（税込み）が必要との結果が出ています。これは月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後にあたります。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。利用しづらい生産性向上のための「業務改善助成金事業」だけではなく、直接効果の上がるヨーロッパ諸国や韓国等で行われているような社会保険料の減免など大胆な助成が不可欠です。

公正取引の観点からも、大企業が適正な単価を保証することによって、下請け企業の利益と労働者の賃金水準が確保されます。労働者・国民の購買力を引き上げることで、地域の中小商店・零細企業の営業が改善されます。このような地域循環型経済の確立が求められています。

今回の請願にあたっては、特に最低賃金を全国一律制に改めること、そのための中小企業への支援を求めることの2点に絞りました。その理由は、コロナ禍にあって、最低賃金の地域間格差を解消することが緊急課題であると、広く各界が求めるようになってきたからです。

昨年紹介した、全国知事会の「全国一律化提言」、日弁連の「全国一律最低賃金制度を実現すべきである」との会長声明、経団連の中西宏明元会長らによる「地方の最低賃金のボトムアップ」意見書、自民党の最賃一元化議連の「全国一律化と低ランク地域の大幅引き上げを」提言に加えて、最賃引き上げに最も消極的であった日本商工会議所の会員に問うたアンケートでは最賃引き上げに賛成する回答が反対を上回る結果が出ています。中央最低賃金審議会では、地域間格差を生み出すランク制度について「目安制度の在り方」の検討を始めました。

都市部の真ん中の文京区議会において、この請願を採択していただくことは、日本経済の安定的な発展を展望する、最低賃金法改正に進むための先進的な取り組みになります。

以上の理由により貴議会におかれましては、下記の請願を採択され、政府ならびに関係省庁に対して要望書を提出していただくようお願いいたします。

## 請願事項

- 1 最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うこと。
- 2 最低賃金の引き上げが進むよう、中小企業への経営支援を拡充すること。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第4号
件名	唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を批准することを求める請願
請願者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

核兵器の製造や保有等を禁止した、核兵器禁止条約が昨年1月22日に発効して1年以上になりました。この間に同条約を批准した国は、5月17日現在61ヶ国になりました。今年の6月には第1回締約国会議が開かれる予定です。

今年2月24日にロシアは国連憲章に違反してウクライナを侵略し、無差別爆撃を続け戦火を広げ3ヶ月が過ぎようとしています。世界中の国民から非難の声が上がっており、国連加盟国の7割をこす141ヶ国によって「即時無条件撤退決議」を採択する等2度におたって決議しています。

しかし、ロシアのプーチン大統領は核兵器大国であることを誇示し、たびたび核兵器使用の威嚇まで行っています。このことは国連憲章と核兵器禁止条約に違反することであり、絶対に許されません。

これまでの、核兵器を持っていれば核兵器の使用が止められる、と言う核保有国の「核抑止」の論理そのものが無力になっているということではないでしょうか。

核兵器の使用を絶対に許さないためにも、唯一の戦争被爆国である日本から「核兵器を使うな」の声を上げるとともに、核兵器の廃絶に向けて日本政府として核兵器禁止条約を批准すべきです。

核兵器禁止条約の締約国会議には、NATO（北大西洋条約機構）加盟国のドイツとノルウェーがオブザーバー参加を表明しています。

岸田総理大臣は施政方針演説で「被爆地広島出身の総理大臣として」「勇気をもって『核兵器のない世界』を追及していきます」と述べました。

しかし、広島・長崎の被爆者の悲願である核兵器禁止条約について、一言も触れていません。非人道的兵器である核兵器の廃絶へ向けて、唯一の戦争被爆国である日本が一日も早く核兵器禁止条約を批准するよう日本政府に働きかけて下さい。

## 請願事項

- 1 日本政府が核兵器禁止条約を批准すること。
- 2 核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバーとして参加すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第5号
件 名	日米地位協定の改定を求める請願
請 願 者	秦野市鶴巻南4丁目8番（C-306） 文京平和委員会 代表 川 田 正 美
紹 介 議 員	沢 田 けいじ      萬 立 幹 夫
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

在日米軍の兵士や軍属らによる事件・事故は、旧日米安保条約が発効した 1952 年から現在までに全国で 21 万件を超え、死者は 1093 人に達しています。特に沖縄では、米軍への墜落・不時着の際は米兵が現場を封鎖し、物証の持ち去りで日本側は検証が不能となりました。

最近でも 5 月 8 日、米兵の運転する乗用車が、普天間の警備員をはねて死亡させました。この上等兵は米軍側の管理下にあるものの拘束しているかどうかは不明のままです。日米地位協定はこうした場合、起訴までは米側が身柄を拘束すると規定しています。よって事故の全容は明らかにされぬままです。

日米地位協定の弊害は検疫の不備にも及んでいます。先に政府は、新型コロナウイルスの感染拡大の因果関係が在日米軍にあることを認めました。基地周辺自治体での感染者は急増しており、沖縄、山口、広島三県は「まん延防止等重点措置」を政府に要請しました。在日米軍基地でのゆるい防疫態勢がこのような市中感染の拡大を招いており、その根本要因は日本の検疫を阻む日米地位協定の存在にあります。

さらに、近年の有害性汚水の流出では立ち入り調査ができないなど、住民の安全安心が脅かされ続けています。

このように日米地位協定では、軍用機の低空飛行、立ち入り権不可、刑事裁判の特権など、国内法が適用されません。そこで 2018 年 7 月 27 日、全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を採択しました。この中には「協定を見直し、航空法や環境法令など国内法を適用させること、事件・事故時の自治体職員の立入の保障を明記すること」が盛り込まれています。この提言以降、各地の自治体議会では、協定の改定を求める意見書採択の取り組みが広がっており、抜本的な改定を要求しています。

日米地位協定の改定は、日本国民の命、安全、人権を守るために必要であり、一刻も早く実現すべき課題です。区議会におかれては、これを命と暮らしの問題として受け止め、下記請願を採択され、政府・関係省庁に対して要望書を提出されるよう要請いたします。

## 請願事項

- 1 日米地位協定の抜本的改定を国に求めること

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第6号
件 名	文京区における「まちづくり」の定義や基本理念を 定めた「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称） の制定を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には昭和 63 年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」という言葉を入れた条例・要綱等はあるものの、文京区にとっての「まちづくり」とは何かといった定義付けや、文京区としての「まちづくり」の基本理念を明確に打ち出しておらず、他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」もありません。

「文京区都市マスタープラン」が見直されること、新型コロナウイルスの「パンデミック」危機後の新しい方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、これらと整合性の取れるよう既存の関連施策に「横串」を刺しつつ、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念に沿った一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせないと考えます。

建築紛争に発展してしまうのを未然に防ぎつつ、より効果的・効率的な仕組みづくりのみならず、閑静でみどり豊かな住環境を守る施策、子育て環境の向上に寄与する都市整備のあり方、生活・通学路の安全対策等も盛り込みながら、文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域でメリハリある都市整備を推進していくためには演繹的手法と帰納的手法の両方からのアプローチが不可欠であり、どちらかのアプローチで十分ということはありません、<sup>〃</sup>車の両輪<sup>〃</sup>のように整える必要があります。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、「パンデミック」後の新しい安全・安心な住環境や子育て環境、都市整備の方向性も盛り込みつつ、令和以降の新時代に相応しい『『文の京』まちづくり基本条例』（仮称）の制定を検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第7号
件 名	「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明と分析、課題を踏まえて策定するよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

#### 請願理由

「文京区都市マスタープラン（都市マス）」の見直しが進められていますが、区内ではこれまでも「都市マス」と整合性の取れないマンション開発事業を中心に建築紛争が起きています。

建築紛争の原因は様々であり、複合的な要因が絡みますが、原因のひとつに事業者が「都市マス」を理解せず、趣旨や目的、方針と整合性の取れない開発を進めようとし、それに対して地元区民が反対する構図があり、この構図は小日向2丁目の巨大ワンルーム建設事業でも見て取れます。また文京区では、全国的にも有名になった「ル・サルク小石川後樂園」のマンション事業を巡る建築紛争も最終的な決着を見ず、“塩漬け”状態が続いています。

こうした事態を繰り返さないためにも、「都市マス」の見直しにあたっては、建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を抽出した上で、文京区の特色ある住環境と子育て環境を壊すことのないような「都市マス」を策定する必要があります。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

#### 請願事項

- 1 「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては、建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、区内で起きた建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を抽出した上で、都心部における文京区の特色ある住環境・子育て環境を壊すことのないような「都市マス」を策定してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第8号
件 名	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

区内で開発・建設を計画する事業者において「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが極めて重要であることは、多くの文京区民において異論のないところだと思います。そしてそのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等に盛り込むことで「都市マス」を熟読せずに建物を設計・建設する事業者がいないようにすれば建築紛争を未然に防止する効果も期待できます。

文京区の主なまちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努める」と盛り込むことと建築紛争の間に「直接的な関係はない」（都市計画部住環境課長）との答弁（※1）もありましたが、合理的裏付け根拠を示さずに一方的に「関係はない」と主張するものであり、区民として全く理解できません。また、「日々努力を重ねている」（同）との答弁（※2）もありましたが、区の主なまちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努める」と明記することはまさに日々の努力として手続き的根拠を整えることになるものであり、「日々の努力」について手続き的根拠を整えることに関してだけ拒絶する理由はないということになります。

まちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努めること」と書いてあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話す手間も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、改めて詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

※1、※2）令和3年9月24日開催の建設委員会での答弁

## 請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条の「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条の「建築主等の責務」の中に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第9号
件 名	「中高層条例」等において「説明会」に関する規定を事業者に分かりやすく、区民に理解しやすく、区に指導しやすく改めるよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には「文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」があり、「説明会」について定めてあります。しかし、現在の規定は事業者側が一方的に説明すれば終了できるかのような記載であり、施行規則等で定める「説明すべき事項」はあまりに大雑把で漠然としており、結果として事業者側が一方的に「説明会」を打ち切るケースもあり、建築紛争に発展する事態を招いています。

小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」でも、建築紛争が尖鋭化した契機として事業者側が第3回説明会の開催を告知しながら、正当な理由や合理的根拠等を地元区民らに丁寧に説明せず、一方的に中止を通告したことが挙げられます。また、建築紛争が最終決着していない「ル・サンク小石川後樂園」においても、大規模案件であり所管は東京都になりますが、事業者に変更があったにもかかわらず地元区民に対し「説明会」を開いて丁寧に説明することが行われていません。こうした事態を招く背景にあるのは、現在の両条例における「説明会」の規定が、事業者側が説明責任を果たすことで相互理解を深め、相違点における歩み寄りを促す内容になっていないからにほかなりません。

「説明会」は単に形式的に行えば事足りるというものではなく、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明し、区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であり、それが本来の意味での「説明責任」でもあるはずです。

そこで、上記両条例における「説明会」の規定を改めるとともに、「説明会」に関わる手引書を整えるなど、事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくなるよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願をいたします。

## 請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力する」という努力義務を加え、事業者がより丁寧な対応を心がけることで紛争化を未然に防ぎ、区も一層の努力を事業者側に促せるようにしてください。
- 2 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、説明が不十分なまま工事を強行して区民との信頼関係を損なったり、紛争が拗れたりするのを防ぐようにしてください。
- 3 「説明会」に関わる手引書を作成し、その中で①「説明会」の回数の制限等はないこと、②「説明会」が終了したら「説明会」の記録及び近隣関係住民からの意見等に対する対応について整理し、建築確認申請を行う前に住環境課に提出すること——などを検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第10号
件 名	開発事業者が工事車両の「通行認定」逃れをしないよう、申請対象から一部区間を外す場合でもその理由と根拠を確認するよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

車両通行の際は、道路法において「車両の制限（一般的制限値）」が定められ、この「制限」を超えない車両であっても、道路の幅員が狭く、車両の幅が広い場合などは通行制限が生じる場合があります。工事車両がこうした狭い区道を通行する場合、車両制限令第5～7、12条に基づき、道路管理者である区から「通行認定」を受ける必要があります。

「通行認定」は、事業者から提出される申請に基づき、区が審査し「認定証」を交付するものですが、本来なら「通行認定」を受けられない狭い区道に工事車両を無理矢理通行させようと、その一部区間だけを「通行認定」の対象から外して申請し、区も一部区間を対象区間から外すに当たっての正当な理由と合理的根拠を確認することなく受け付け、その一部区間だけを外した「通行認定証」を交付するケースがあります。

その一例が、狭い区道が交差する十字路の右左折にあたり、「通行認定」の交付を受けられない大型車両を通行させるため、十字路角地の私有地の隅切り部に片側車輪だけ踏み入れて通行するというものです。

事業者側の言い分は、「その区間だけ私有地に侵入する」というもので、区も「通行認定」制度が羈束行為（行政庁の判断に裁量余地がない行政行為）であり、事業者の言い分の正当性や合理性を質することなく、申請区間だけを審理し、「通行認定証」を交付しています。しかし、こうしたやり方がまかり通れば、車両制限令に基づく「通行認定」制度は骨抜きになり、「通行認定」逃れが常態化してしまいます。

そこで、恣意的に申請対象から外すような申請があった場合、道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的を逸脱することのないよう、道路管理者である区において一部区間を申請対象から外す理由を質し、正当な理由や合理的根拠がない場合は対象区間に含めて申請するよう促すべきと考え、区長に下記を働きかけていただくよう貴議会にお願いいたします。

## 請願事項

- 1 「通行認定」申請の受け付けに当たって、対象通行区間から一部区間を外すような申請があった場合、道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的に鑑み、一部区間を外す理由を質すようにしてください。
- 2 上記1項において、一部区間を外す理由を質した際に、正当な理由と合理的根拠がなく道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的を逸脱するようであれば、申請対象区間に含めるよう促すようにしてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第11号
件 名	2030年CO <sub>2</sub> 排出量削減目標を60%以上とすることを 求める請願
請 願 者	文京区本郷五丁目25番8号 文京区ゼロエミッションを実現する会 菅 谷 幸 子
紹 介 議 員	上 田 ゆきこ      宮 野 ゆみこ 浅 田 保 雄      国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

## 請願理由

2021年11月13日に閉会したCOP26（第26回気候変動枠組条約締約国会議）では、気温が1.5℃以上上昇すると海面の極端な上昇、壊滅的な干ばつ、猛烈な嵐、現在起こっているよりもはるかに深刻な森林火災、それに伴う生物種の絶滅等が引き起こされるとし、温暖化を1.5℃以内に抑えること、そのために各国に来年末までに削減目標（NDC）を強化することを求める合意文書を採用しました。

今のままでは2040年には1.5℃上昇が起きてしまうとされており、また、一度温暖化によりもたらされた環境影響を元に戻すことは非常に困難です。その為、今後の温暖化による環境影響を最小限に留める為には、2050年に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量をゼロにするという長期目標値の前に、短期的にCO<sub>2</sub>排出量を大幅に減らす中間目標値が必要不可欠です。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発表した、地球の温度上昇を1.5℃以下に抑えるための炭素予算を日本の人口で按分すると、2030年までに基準年（2013年）比で60%以上のCO<sub>2</sub>排出量削減が必要とされており、また、国際研究機関のクライメート・アクション・トラッカーの試算では、2030年までに62%の削減が必要との試算結果があります。

文京区では、今年3月「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、官民一体で2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロに向けての取り組みが始まったばかりです。この「ゼロカーボンシティ」実現に向け、2030年という近未来に具体的かつ科学的根拠に基づいた数値目標を挙げることにより、様々な省エネ・再エネ施策の具現化を実現し、文京区がゼロカーボンをリードする自治体となっていければと希望しております。

（現状、長野県が2030年のCO<sub>2</sub>排出量を60%削減すると宣言、北区でも2030年の削減目標を60%以上とする陳情が採択されています。）

よって、文京区においても、2030年CO<sub>2</sub>排出量削減目標を基準年（2013年）比で少なくとも60%減としていただくよう求め、貴議会に対し下記の通り請願いたします。

## 請願事項

- 1 文京区地球温暖化対策地域推進計画における2030年のCO<sub>2</sub>排出量削減目標を2013年比60%以上と設定すること。

### 【参考】

クライメート・アクション・トラッカー（CAT）

「日本の1.5℃ベンチマーク」

[https://climateactiontracker.org/documents/849/2021\\_03\\_CAT\\_1.5C-consistent\\_benchmarks\\_Japan\\_NDC-Translation.pdf](https://climateactiontracker.org/documents/849/2021_03_CAT_1.5C-consistent_benchmarks_Japan_NDC-Translation.pdf)

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第12号
件名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
請願者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子
紹介議員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

## 請願理由

新型コロナウイルス「オミクロン変異株」の感染急拡大による第6波では、子どもたちの間での感染が、保育園・幼稚園・小中学校等で急拡大し、休園や学級閉鎖等が相次ぎました。

文京区内でも2～3月のピーク時には、小中学校 20 校全校で学級閉鎖したと聞いています。まん延防止等重点措置が解除された現在でも児童や教職員が感染し、学級閉鎖も続いています。

国は昨年度小学校2年生以下の35人学級を実施し、1年毎にその年齢を引き上げていくことにしています。国の計画では現4年生以降は、中学1年の時を除き中学卒業まで一クラス40人で学ぶこととなります。

コロナ禍では感染予防・拡大防止のために、マスクの着用と「密」にならないことを呼びかけていますが、児童・生徒は、一クラス40人と学校で日常的に「密」の状態に置かれています。

萩生田前文科大臣が「中学校を含めて、最終的には30人以下が理想だ」と答えています。

全国の自治体では、国の35人学級への変更を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子ども達がゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

東京都においても教員を増やして、35人学級を小中学校に拡大していただきたいと強く要請します。

## 請願事項

- 1 都の責任で、小・中学校の全学年で35人学級を早期に実施するよう求めること。
- 2 あわせて小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ることを都に求めること。



## 請願理由

農薬は、主成分と補助剤から構成されています。日本の農薬の安全審査は、主成分から残留基準値を決めており、補助剤の毒性は考慮されていません。国の安全審査は、農薬メーカーが主成分で行った実験データを書類を見て評価するだけで、国が追試をして安全性を確認する作業は行われていません。

除草剤ラウンドアップは、主成分グリホサートだけでは草が枯れないため、毒性の高い補助剤が添加されています。補助剤の成分は企業秘密のため不明ですが、フランスのカーン大学セラリーニ教授の研究で、補助剤の毒性は主成分の 1000 倍以上であることや危険なヒ素などの重金属が含まれていることが指摘されています。補助剤の強毒性のみならず、グリホサート単独の有害性を指摘する研究もあります。2019 年、英科学誌「サイエンティフィック・リポート」に掲載された Deepika Kubsad 氏らの研究によれば、ラットに EU の無毒性量の半分 (25mg/kg/日) のグリホサートを摂取させた場合、親と子には異常がなくても、孫やひ孫の世代で腫瘍や生殖機能不全の障害が出たことが発表されています。世代を超えた影響は、私たちの子孫にまで影響を与えてしまう可能性があるのです。それにもかかわらず、上記のような最新の研究論文は、日本の農薬の安全審査では考慮されていません。

ラウンドアップの毒性は、以前より高くなっています。ラウンドアップを使い続けると、ラウンドアップに耐性を持つ「スーパー雑草」が出現します。「スーパー雑草」を枯らすために、ラウンドアップに除草剤のジカンバや 2,4-D を混ぜて毒性を高めた製品も増えています。農水省の検査では、アメリカ産小麦の一部からジカンバや 2,4-D が検出されています。除草剤ジカンバは、肝臓がんや肝内胆管がん、急性/慢性リンパ性白血病などの発症リスクを高めると指摘されています。除草剤 2,4-D はベトナム戦争の枯葉剤の成分です。

農水省の検査では、アメリカ産小麦 97%、カナダ産小麦 100% からグリホサートが検出されています。輸入小麦を使用する学校給食のパンは、グリホサートが検出される可能性が高いです。子ども達を守るために、予防原則に基づいて輸入小麦の使用は止めてください。輸入小麦を使用し続けるのであれば、主成分から算出した国の基準値ではなく、補助剤の強毒性を考慮し、最新の科学的知見を取り入れて独自の安全基準値を定めてください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 子ども達の命と健康を守るため、予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用をやめて、国産小麦または米飯にするよう、区に求めること。
- 2 国が安全とする基準値は主成分から算出されており、実際に食品に残留しているラウンドアップの毒性とは 1000 倍以上違う可能性があるため、輸入小麦を使用するのであれば、現実に即した独自の安全基準値を定めるように都教育委員会に求めること。
- 3 保護者や子どもが学校給食でのグリホサート残留数値をいつでも調べられるように、定期的な検査の実施と東京都学校給食会ホームページ上での検査データの公開を都教育委員会に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和4年5月30日 第14号
件 名	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、 食べさせないことを求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 200px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 50px;"></div> <div style="background-color: black; width: 250px; height: 15px; margin-left: 100px;"></div>
紹介議員	沢 田 けいじ                      金子 てるよし
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文教委員会

## 請願理由

日本では、ゲノム編集食品の販売がスタートしました。2022年には福祉施設で、2023年には小学校でゲノム編集のトマトの苗を無償で配布する計画があり、文京区にも配布される可能性があります。全国では、受け取り拒否を明言している自治体があります。文京区の小学校でもゲノム編集のトマトは栽培させない、食べさせないでください。

ゲノム編集とは、特定の遺伝子を壊し、品種の改良を行う技術のことです。ゲノム編集は狙った遺伝子を正確に壊す技術だと言われていますが、決してそうではありません。ゲノム編集では、標的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。標的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性もあります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」も挿入されています。「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になるおそれがあります。

ゲノム編集では、想定外のことが起こっています。2016年にアメリカで角のないゲノム編集の牛が開発され、開発企業はゲノム編集は問題ないと主張していました。しかし、開発から3年後の2019年にアメリカFDA（食品医薬品局）の研究グループが検査したところ、多数の「オフターゲット」と牛のすべての細胞に「抗生物質耐性遺伝子」が含まれていることが判明しました。

EUでは、2018年に欧州裁判所が「ゲノム編集は従来の遺伝子組み換えと同様の規制をしなければならない」と判決しています。しかし日本では、ゲノム編集は、国による安全審査も食品表示も環境影響評価もありません。アメリカのゲノム編集の牛の例でわかるように、安全審査を開発企業に依存することは大変危険です。ゲノム編集のトマトは開発の際に「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されているにもかかわらず、開発者のサナテックシード社が厚生労働省に提出した説明書類には「外来遺伝子の削除やその根拠データ」については一切述べられていません。また、「オフターゲット」の影響も詳細に調べられていません。予防原則に基づいて、安全性が確認されていないゲノム編集のトマトを小学校で子ども達に栽培させ、食べさせることはしないでください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 海外では規制をしている国もあり、標的以外の遺伝子の破壊により予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性がある「ゲノム編集の野菜（トマト）」は、小学校で子ども達に栽培させない、食べさせないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集の食品」は、加工品を含め、将来的に学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 3 「ゲノム編集の食品」は食品への表示がないため、将来的に学校給食で使用してしまうおそれがあるため、「ゲノム編集の食品」の表示をするよう国に求めること。